平成２１年（フ）第１６７１４号
東京都北区上十条１丁目９―28久保方１号
債務者　移川　和代
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７１５号
東京都板橋区三園１丁目44―32―Ｂ106
債務者　田村　武敏
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７２０号
東京都足立区西保木間２丁目２―５―202
債務者　井上多惠子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７２１号
東京都足立区西保木間２丁目２―５―202
債務者　井上　智行（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７２２号
東京都台東区清川２丁目38―12、住民票上の住所東京都豊島区長崎２丁目24―７
債務者　神山　　実
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７２４号
東京都大田区東蒲田２丁目26―17
債務者　原　　千絵
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７３３号
茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１―５　ライフヒルズ星の郷南３番館201
債務者　中嶋　栄子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７３８号
栃木県下都賀郡大平町大字富田５―２―432
債務者　下條　信一
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７４０号
東京都大田区大森北３―13―９―103吉田公志方、住民票上の住所東京都大田区大森本町２丁目７―18―301
債務者　友廣美代子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７４３号
埼玉県さいたま市岩槻区西原台１丁目４―26―201
債務者　栗原　裕一
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７４４号
東京都豊島区東池袋３丁目21―21―1413
債務者　上田　　剛
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７４８号
東京都足立区小台１丁目６―６伏見方
債務者　岩崎江里子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７４９号
東京都小金井市本町３丁目11―８―102
債務者　飯高　貞明
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７５０号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目22―２―101
債務者　山口　　透
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７５１号
東京都江東区亀戸１丁目８―６―1401
債務者　鳥居　文子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７５２号
千葉県浦安市北栄４丁目25―10
債務者　蝦名　孝子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部